

2025年6月6日

各 位

会社名 アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役社長 庵 下 伸 一 郎
(コード番号: 6085 東証グロース)
問合せ先 執行役員 管理本部長 生 島 始 郎
(TEL. 03-6206-3159)

(経過開示) 損害賠償請求訴訟の控訴の提起に関するお知らせ

2024 年 12 月 18 日付け「損害賠償請求訴訟の判決に関するお知らせ」及び 2024 年 12 月 27 日付け「損害賠償請求訴訟の控訴の提起に関するお知らせ」にてお知らせしました訴訟案件につき、本日控訴審において判決が出され、当社の主張が認められ、勝訴となりました。

当社としては本件事件につき、当社は一貫して、当社には当該事案につき、損害賠償責任は無いものとして主張して参りましたが、下記の通りに当社の主張が認められた判決となり、当社の株主の皆様、当社アカデミー会員の皆様、お取引先の皆様、関係者等ステークホルダー各位の皆様に対してはこれまでご心配をお掛けしたことをここにお詫び申し上げますと共に、引き続きご支援、ご理解を賜りますようによりしくお願い申し上げます。

尚、本件による当社の業績への影響は現在精査中ではありますが、2026 年 2 月期(6 月 27 日の開催予定の定時株主総会にて決算期変更が決議された場合)において、前期に訴訟引当金として計上した 61,590 千円については戻入れ益を計上することになります。本件に関し、今後開示すべき事項が発生した時点、また、業績に与える影響が確定した時点で、速やかにお知らせさせていただきます。

控訴審判決について

1. 判決のあった裁判所及び年月日

大阪高等裁判所 2025 年 6 月 6 日

2. 訴訟当事者

原告 合同会社トレース

被告 アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社

3. 判決の内容 (判決の主文を記載)

主 文

- 1 (1) 一審被告 ASJ の控訴に基づき、原判決中、一審被告 ASJ に関する部分を取り消す。
(2) 一審原告の一審被告 ASJ に対する請求をいずれも棄却する。
- 2 一審原告の控訴を棄却する。
- 3 訴訟費用は、一審原告と一審被告 ASJ との間では、第 1、2 審を通じて一審原告の負担とし、一審被告斉藤との間では、控訴費用を一審原告の負担とする。

以 上